

## 水道メーター等有価物売却仕様書

### 1 売払対象物品

#### (1) 水道メーター

口径・種別	数量(個)	重量(個/kg)	金属重量(個/kg)	備考
φ13 ロング直読	1,140	0.98	0.83	
φ13 ショート直読	320	0.85	0.73	
φ20 直読	1,390	1.66	1.40	
φ20 遠隔	67	1.75	1.36	
φ25 直読	240	1.93	1.76	
φ40 直読	55	3.72	3.34	
φ40 遠隔	4	3.68	3.18	
φ50 直読	3	4.20	3.77	

#### (2) 水道メーター

口径・種別	数量(個)	重量(個/kg)	金属重量(個/kg)	備考
φ50 遠隔	87	11.55	10.99	ヘッド部砲金
φ75 遠隔	15	18.17	17.60	ヘッド部砲金
φ100 遠隔	3	22.62	21.92	ヘッド部砲金

#### (3) 補足管

種別	数量(個)	重量(個/kg)	金属重量(個/kg)	備考
φ50 補足管	87	6.33	6.33	
φ75 補足管	15	10.08	10.08	
φ100 補足管	3	13.00	13.00	

#### (4) 雑金属等

種別	数量(箱)	重量(箱/kg)	金属重量(kg)	備考
金具・ボルト類	3	30.00	28.50	補足用金具、ボルト等

#### (5) 被覆コード等

種別	数量(箱)	重量(箱/kg)	被覆コード(kg)	備考
被覆コード類	3	7.00	5.50	被覆銅線

※上記のうち重量は水道メーター等の重量を参考として記載したものであり、広島県水道広域連合企業団東広島事務所がその重量を保証するものではない。

## 2 引渡し期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から16時までの時間内に引取りを完了すること。また、引取りを行う日の前日までに発注担当課まで連絡すること。

## 3 引渡し場所

東広島市高屋町中島1122-13

高屋ポンプ所

東広島市西条中央二丁目5-18

広島県水道広域連合企業団東広島事務所倉庫

## 4 契約金額の支払い

売却対象物品引渡し後、広島県水道広域連合企業団東広島事務所の指定する方法等により30日以内に支払うこと。

## 5 注意事項

- (1) 引渡しは現状のまま行うものとし、解体仕分・運搬等に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 引渡しの際の積込作業は受注者が行うこと。積込作業は運転手を含む作業員2人以上で行うこと。
- (3) 引渡し作業にあたり、広島県水道広域連合企業団東広島事務所の施設、設備に損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに復旧すること。
- (4) 引き渡した水道メーター及び選別して出てきた残渣の処理は受注者の責任で行うこと。
- (5) 引渡後の水道メーターの処理にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、関係する法令等を遵守すること。
- (6) 見積りに際し、物品の種類、数量、搬出等にかかる条件等について、必要に応じて現地確認を十分に行うこと。
- (7) 現地確認を行う場合は、担当者の立会いが必要なため、確認を行う日の前日までに発注担当課まで連絡すること。

## 6 その他

本仕様書に定める事項、又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方が協議して決定するものとする。